

2020年3月2日

ご申請者様 各位

ハウスプラス住宅保証株式会社
お問い合わせ先：営業推進室
TEL：03-4531-7205

次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行サービスにおける新規申請期限について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、次世代住宅ポイント制度に伴う、次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行サービスについて、新規申請期限に関しまして、以下の取り扱いとさせていただきますので、ご確認のほどよろしく願いいたします。

敬具

1) 次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行サービスの新規申請期限（弊社到達日）

(1) 通常の場合

一戸建ての住宅	<u>2020年3月10日（火）</u>
共同住宅等	<u>2020年3月3日（火）</u>

(2) 災害等やむをえない場合

2020年4月以降も新規申請することができます。

災害等やむをえない場合の新規申請期限につきましては、改めましてお知らせさせていただきます。

- ※ **証明書発行サービスのご申請後、ご申請された住宅がポイント基準に適合することを円滑に審査できることを前提とした期限となっております。下記、〈参考〉に定められております事務局への提出期限までに証明書を発行することをお約束する期限ではありませんので、あらかじめご了承ください。**

2) 次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行サービス早期申請等のご協力をお願い

次世代住宅ポイント発行申請の事務局への締切りが3月末に集中することが想定されます。それに伴いまして、弊社への証明書発行サービスのご申請をお早めをお願いいたしたく、また円滑な質疑応答等のご協力のほど、よろしく願いいたします。

- 注) **次世代住宅ポイント発行申請の受付終了により次世代住宅ポイントが受けられない場合でも、審査料金のご請求をさせていただきます。合わせてご了承ください。**

〈参考〉

次世代住宅ポイント事務局への「一定の性能を有する住宅を証明する書類」の提出期限

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 通常の場合 | <u>2020年3月31日（火）</u> |
| (2) 災害等やむを得ない場合 | 2020年6月30日（火） |

次世代住宅ポイント制度

災害等やむを得ない場合の「災害等やむを得ない理由」並びに「手続き方法」について

次世代住宅ポイント事務局ホームページ

災害等やむを得ない場合の建築着工/工事着手時期について

<https://www.jisedai-points.jp/user/postponement/>